

山形市斎場利用業者 各位

山形市斎場の施設利用の見直しについて

平素は本市の保健衛生行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

先般、山形市斎場における新型コロナウイルス感染症死亡者の受入及び施設の利用に関し、度々お知らせしておりますが、この度、新型コロナの5類感染症への感染症法上の位置付け変更や、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改定に伴い、ご遺族等の意志の尊重の観点から施設利用を見直し、下記のとおりご連絡いたしますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

記

【斎場施設利用に関する注意事項】

- ・施設利用の人数制限は設けませんが、施設の性質上、**火葬参列者は少人数となるようご協力願います。**
- ・利用者における制限はありませんが、参列者の方のマスク着用、体温チェック、アルコール消毒は個人の判断に委ねます。

【新型コロナウイルス感染症死亡者の受入について】

- ・当感染症死亡者の遺体は、令和5年4月26日付厚生労働省及び経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」に従い、受入れることとします。
- ・火葬許可申請の際は、死亡診断書の死因について**新型コロナウイルス感染症である旨の記載があるかご確認願います。**（ご遺体の状況に応じて、斎場職員の感染対策を講ずる必要があるため。）
- ・新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に移行されたことに伴い、**24時間以内の火葬はできなくなりますのでご注意ください。**
- ・当感染症死亡者の**火葬受入については、適切な感染対策が施されている事を前提とし通常の火葬と同様の火葬受付時間となります。**
- ・施設のご利用に際して、これまでは参列者の人数制限を設けていましたが、通常の火葬参列と同様に人数制限は設けませんが、施設の性質上、**火葬参列者は少人数となるようご協力願います。**何卒ご了承ください。

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市市民生活部市民課管理係

TEL：641-1212（内線350）